

2. 法人成り後の運営と留意点

・法人運営の基礎（株主総会、会計記録や税務申告の厳格化、内部統制）

個人事業主が法人成りした場合に、「会社のお金は勝手に使えない」ということに注意してください。

個人事業主は事業の収入を事業と関係のない生活費や趣味などに使えます（もちろん経費にはなりません）。法人では、役員は役員報酬の範囲でしか自由に使えません。

したがって、法人成りの際には役員報酬の決定が重要といえます。なお、役員報酬は期首から3ヶ月以内でないと決定・変更できませんので、会社設立当初に自分で自由に使いたいお金（生活費など）がどの程度必要なか、会社としてどの程度支払えるのかを十分に検討し、役員報酬額を決定することが重要となります。

・税務、财务管理（法人税、社会保険料、消費税）

個人事業は暦年12月31日までが会計期間となり、翌年3月15日までに所得税、3月31日までに



消費税の確定申告をする必要があります。法人成りした場合には法人の会計期間は自由に設定できます。会計期間終了の日から2ヶ月以内に法人税等、消費税の確定申告をすることとなります。

代表的な会計期間4月1日～3月31日であれば、5月末までに法人税等と消費税等の確定申告を行なう必要があります。

また、消費税は、法人と個人事業は別の取扱いとなります。法人設立後2期は基準期間がないため、原則その2期は消費税の納税義務はありません。ただし、インボイスが必要となる場合には、設立1期目から消費税の納税が必要となります。インボイスも個人事業とは別のインボイスを取得する必要があります。

社会保険料については、労使折半で保険料を負担することになっている点も注意が必要です。社会保険料は給料や役員報酬月額の約3割ですので、毎月の会社側の負担は約15%に上ります。年間で給料や役員報酬の約2ヶ月分が負担増になります。



監修税理士からのアドバイス

－法人成りを成功させるために－

経営者意識の変革、専門家の活用、法令遵守と透明性

個人事業主の法人成りは、状況に応じてお勧めできたりできなかったりします。法人成りをしようと考えた場合、自身で手続きすることも可能ですが、複雑な上に時間もかかりますので、司法書士や税理士などへ依頼したほうが無難です。

事業承継を機に法人成りを考えている事業主の方は、大分県事業承継・引継ぎ支援センターの各種専門家派遣であれば、事業承継計画策定支援の中などで無料で相談出来るものも多いので、活用をお考えになってはいかがでしょうか？

大分県 事業承継・引継ぎ支援センター

円滑な事業承継のためには、早めの対策が重要です。

国は、公的相談窓口として、全国48カ所に「事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応しています。

大分県内の中小企業、個人事業者の皆さまは、「大分県事業承継・引継ぎ支援センター」をご利用ください。専任のスタッフが、秘密厳守でご相談を承っております。

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号 大分県中小企業会館5階

TEL 097-585-5010 [受付時間：平日 9:00～17:00]

電子メール contact@oita-hikitsugi.go.jp

ホームページ：https://www.oita-hikitsugi.go.jp

本パンフレットに掲載している情報は、2024年12月20日時点で当センターが一般に知りうる情報に基づき作成しております。正確性については万全を期しておりますが、万が一、誤りに基づく損害および内容に基づいて被った損害について当センターは一切責任を負いませんのでご了承ください。



小手川亮太税理士事務所

税理士
小手川 亮太

相談
無料

秘密
厳守



大分県事業承継・引継ぎ支援センター

事業承継 対策シート

個人事業主のための 法人成り手続き編

vol.7



個人事業主の法人成りで、事業の可能性を広げる! —おさえておきたい基礎知識—

✓ 「事業承継をきっかけに、会社として新たな一步を。」

個人事業のまま引き継ぐか、法人化して事業の可能性を広げるか。事業の成長、信用力の向上、経営の安定を考えるなら、法人成りが有力な選択肢です。未来へつなぐ承継の形として、法人化を検討してみませんか？

本シートでは、**法人成りの基本から具体的な手続き、メリット・デメリット、さらに法人から個人事業への移行（個人成り）**についても分かりやすく解説します。

✓ 事業承継を契機に法人成りを実現した事例

ケース（1）：家業の引継ぎと法人化で取引拡大

- ①個人事業として30年以上続いた製造業を二代目が承継。
- ②事業規模の拡大と取引先の信用向上を図るために、法人化を決断。
- ③結果、銀行融資や補助金の活用が円滑に進み、大手企業との取引も実現。

ケース（2）：事業の安定とリスク軽減のための法人化

- ①飲食業を営む個人事業主が、従業員の増加と社会保険加入を契機に法人化。
- ②有限責任化によりリスクを抑えつつ、経営の安定を確保し、店舗展開を加速。

ケース（3）：M&Aを見据えた法人化による事業承継

- ①後継者不在の個人事業主が、第三者への事業譲渡（M&A）を計画。
- ②法人化することで事業価値が明確になり、スムーズな譲渡が実現。

譲渡前に事業承継のタイミングで法人化を行うことで、経営の発展や承継の円滑化につながります。

✓ 法人成りとは（定義）

「法人成り」とは、個人事業主の方がこれまで営んできた事業を法人として営むことを言います。法務局で法人登記することで会社設立ができます。一般的には資本金を準備し、司法書士等に依頼して設立登記することで法人として事業をスタートすることができます。

1. 法人成りの手続き



法人成りのメリット、デメリット

内容	比較	メリット	デメリット
①経費の幅	○	経費の幅が広がる	—
②税金	△	所得が多いと節税効果	赤字でも税負担（7万円～）
③社会保険	△	個人事業主・扶養家族も社会保険に加入できる	経費負担が大きい、社会保険が強制加入
④社会的信用力	○	高い	—
⑤事務作業	×	家計と事業の区分がはっきりする	煩雑になる、税理士の関与が一般的
⑥事業承継	○	簡単になる	—

それについて、説明します。

① 経費の幅

法人成りをすると経費の幅が広がります。代表的なものは次の通りです。

- 役員報酬 …… 経営者の給与が経費になります。
- 日当等 …… 社内規定等により日当等を経費にできます。
- 社宅 …… 豪華でない社宅を法人契約することで約50%程度経費にできます。
- 退職金 …… 役員が辞任するとき、役員退職金を経費にできます。
- 家事按分 …… 減価償却費や電話料、電気量等の家事按分がなくなります。ただし、契約や所有権が法人であるか注意が必要です。

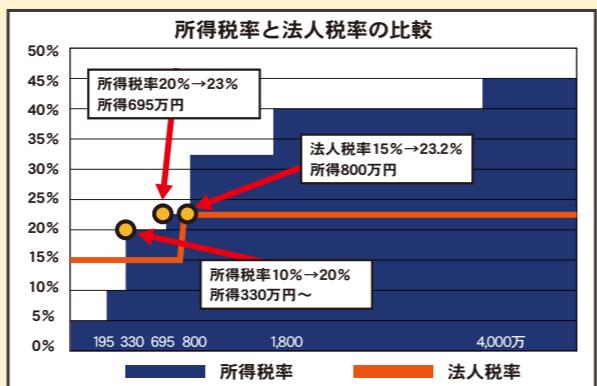
② 税金

法人には法人税や法人住民税が課せられ、個人事業主には所得税や住民税が課せられます。

法人税率は15%（所得が800万円超からは23.2%）と一定です。それに対して、所得税率は5%から45%まで所得に応じて税率が上がっていく制度になっています。

法人の所得が増えると、所得税率と比較して法人税率が低くなり節税効果が高くなります。

一方、法人の所得が少ないと、所得税率と比較して法人税率が高くなり、また、赤字であっても法人住民税の均等割額7万円がかかり、法人成りの方が税負担が大きくなります



③ 社会保険

法人では社会保険への加入が強制となり、役員も従業員も社会保険に加入することになります。（1人あたりの社会保険料のうち、法人側が2分の1を負担する義務が生じる）

④ 社会的信用力

法人成りすると社会的信用力が高くなり、従業員の雇用、取引、融資などで有利に働くことが考えられます。

⑤ 事務作業

法人の方が煩雑であるといえます。申告書や決算書の枚数も増え、作業が複雑になるので、税理士の関与が一般的となります。

法人成りの基本手順（会社形態の選択、定款、法人設立登記、各種届出）

■ 法人成り手続きの流れと主な手続き

STEP1 会社設立	STEP2 開業手続き	STEP3 その他
法務局（司法書士） ・法人形態 ・法人概要の決定 ・印鑑作成（実印） ・定款作成、登記	税務署（税理士） ・法人設立届出 ・青色申告承認申請など 県税事務所／市町村（税理士） ・法人設立届	・銀行口座開設 ・年金事務所（社会保険労務士） ・労働基準監督署（社会保険労務士） ・ハローワーク（社会保険労務士） ・事業用資産、負債の引継ぎ

STEP 1 法務局：会社設立手続き（○必須、△司法書士に依頼できる部分）

- 会社形態の選択（株式会社、合同会社など）
- 会社概要決定（会社名、代表・役員・株主構成、事業目的、資本金、会計期間など）
- 法人用の実印作成
- △定款作成・登記（定款の作成・認証、資本金の払込、法務局への書類提出）

STEP 2 税務署・県税事務所・市町村への必要書類提出（○必須、△任意）

提出先	提出書類	提出期限
税務署	○法人設立届出書	会社設立から2ヶ月以内
	△青色申告の承認申請書	会社設立から3ヶ月以内 ※
	△給与支払事務所開設届	事務所開設から1ヶ月以内
	△源泉所得税納期の特例申請	なし（翌月から効力）
県税事務所	△適格請求書発行事業者申請	なし（交付まで時間がかかる）
市町村	○法人設立届出書	速やかに
	○法人設立届出書	速やかに

※新設法人の場合、設立の日以降30日を経過した日と新設最初の当該事業年度終了日のうち、いずれか早い日の前日まで。
青色申告の承認申請は任意項目ではありますか、期限内に提出することを推奨します。青色申告の場合、様々な税制上の特典があり、特に、青色欠損金の繰越控除については、10年間損失を繰り越すこと可能となります。白色申告の場合には災害欠損金でなければ繰越ができません。会社設立当初は経費がかさみ赤字になることが多いので、会社設立から3ヶ月以内に忘れないで提出しましょう。

STEP 3 銀行口座開設（銀行印、定款、その他必要書類を準備する） 年金事務所での社会保険加入手続き 労働保険関連の手続き（労働基準監督署、ハローワーク）

個人事業から法人への引継ぎ（具体的な手続き、注意事項等）

- 法人成りの場合、すでに個人事業として事業はスタートしているため、事業用資産（固定資産や棚卸資産など）や負債（借入金）が存在しています。
- 事業用資産や負債は、事業を営む上では必要なものです。事業用資産を個人から法人へ①売買や②贈与③賃貸借など、いずれかの方法によって譲渡し、その後、法人が利用することとなります。

①事業用資産の売買の場合

最もシンプルな方法です。しかし、法人側で買い取り資金を準備する必要があります。個人事業主には所得税（譲渡所得など）や消費税が発生します。

負債がある場合には、事業用資産と負債のどちらが多いかによって取り扱いが異なります。

・事業用資産が負債より大きい（事業用資産>負債）場合

法人が資金を準備する必要があります。事業用資産の金額と負債の金額の差額が必要な資金となります。

・負債が事業用資産より大きい（事業用資産<負債）場合

個人事業主が資金を準備する必要があります。事業用資産の金額と負債の金額の差額が必要な資金となります。

②事業用資産を贈与する場合

個人事業主から法人へ無償で引き継ぐ方法です。無償のため会社側は資金を用意する必要はありません。しかし、税制上では、個人事業主は時価で事業用資産を譲渡し、法人は時価で取得したこととなります。（みなし譲渡）個人事業主には所得税（譲渡所得など）や消費税がかかり、法人側も受贈益として法人税が課せられます。

③事業用資産を賃貸の場合

売買が難しい場合には、賃貸借契約という方法もあります。個人が法人に資産を賃貸する形となります。月々賃料をもらう有償賃貸借や無償での賃貸借があります。不動産賃貸の場合、個人の不動産所得となりますので、賃貸する固定資産の減価償却費やその他の経費を加味して、検討しましょう。

コラム：法人から個人事業主への移行（個人成り）



要がある点に留意してください。

また、法人名義の資産を個人名義に変更する際、税務上の評価が発生する可能性があるため注意が必要です。特に、不動産や機械設備など高額資産は慎重に処理を進めましょう。

個人成りはコスト負担を軽減し、柔軟な経営を実現する選択肢として有効です。具体的な手続きや税務処理については、専門家の助言を受けることをお勧めします。